

NPO基金を支える3つの寄附の種類

1 一般寄附

広くNPO活動の推進のために活用します。

2 分野希望寄附

特定非営利活動促進法(NPO法)に定める活動分野をもとに、支援したい分野を指定できます。

下記の19の分野から選択できます。

- 保健・医療・福祉 ●社会教育 ●まちづくり ●観光振興 ●環境保全
- 学術・文化・芸術・スポーツ ●農山漁村・中山間地域支援 ●災害救援
- 地域安全 ●人権・平和 ●国際協力 ●男女共同参画
- 子どもの健全育成 ●情報化社会 ●科学技術 ●経済活動
- 職能開発・雇用拡充 ●消費者保護 ●NPO支援

3 団体希望寄附

基金登録団体の中から、支援したい団体を希望できます。基金登録団体はホームページ「NPOコバトンびん」でご確認ください。



一般寄附
分野希望寄附において
50万円以上の寄附
をいただいた方は、
県の助成事業に愛称を付
けるネーミング事業を
利用できます。

ネーミング事業



NPO基金への寄附の2つの方法

1 専用の振込用紙（寄附申込書）で 金融機関からお振込み

共助社会づくり課あてに、電話・メール・ファクスなどでお問い合わせください。
専用の振込用紙（寄附申込書）とNPO基金リーフレットをお送りします。

2 「ふるさとチョイス」 からクレジットカード決済

インターネットサイト「ふるさとチョイス」からクレジットカード決済で寄附いただけます。県で寄附が確認できたら、「寄附証明書」をお送りします。

「ふるさとチョイス」URL

<https://www.furusato-tax.jp/>



寄附受け入れから 活用までの流れ

- 1 企業・団体からの御寄附
- 2 助成団体(NPO法人)の募集
 - 応募を希望する団体への個別相談会を実施します。
 - 申請内容についてメールや電話での相談を行います。
- 3 共助社会づくり推進委員会での審査
 - 大学教授、NPOなどの有識者が公平、公正に審査します。
- 4 助成団体(NPO法人)の決定
- 5 事業の実施
 - 助成団体の活動現場へ訪問し、適切に実施されているか確認します。
 - 事業の様子をフェイスブックなどの広報媒体で発信します。
 - 寄附者と助成団体で連携した例もあります。
- 6 事業の完了
 - 活動報告書、活動計算書などの書類を県に提出します。
- 7 事業報告会での発表
 - 年度末に一般公開の事業報告会を行います。
 - 寄附者の方は御招待いたします。
 - 共助社会づくり推進委員による講評を行います。

税法上の優遇措置

法人の場合

寄附金額の全額を損金算入することができます。

個人の場合

① ふるさと納税制度

寄附額のうち2千円を超える部分について所得税・個人住民税から原則として全額が控除されます。（一定の上限があります）

② 相続税

相続した財産を申告期限内に寄附した財産は、相続税の課税価格に参入されません。（一定の要件があります）

税の控除を受けるためには【確定申告】が必要です。

詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を御利用いただくと、確定申告が不要となります。

（適用には一定の要件があります）

税法上の優遇措置に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部税務課 TEL 048-830-2651

感謝状・協力証を贈呈します

- 個人で10万円、団体で50万円以上の寄附で、知事から**感謝状**を贈呈します。
- 個人・団体を問わず、1万円以上の寄附で**協力証**を贈呈します。

協力証は、埼玉県近代美術館所蔵の名画をデザインしたものになります。



(参考写真)

バナー広告を掲載できます

団体で寄附金額が50万円以上の場合、ホームページ「NPOコバトンびん」にバナー広告を掲載いただけます。（要申込）